

下水道法施行令の一部を改正する政令案について

1. 改正の背景

(1) 環境大臣の諮問を受け、中央環境審議会は、平成18年4月28日、水生生物の保全に係る排水規制の在り方について、以下の答申を行った。

- ① 「新たに水生生物の保全の観点から生活環境項目として設定された全亜鉛の環境基準の維持・達成を図るため、…一律排水基準の強化を行」うことが適切であり、「最大値 2 mg/lを排水基準とすることが適当である」
- ② 「下水道終末処理施設からの亜鉛の負荷量を低減するためには、下水道に流入する排水等に含まれる亜鉛を低減させるための発生源対策が必要である」

(2) このため、上記の答申を踏まえて、公共用水域における水生生物の保全を図るため、特定事業場[※]から下水道に排除される下水に含まれる亜鉛に係る排水基準を強化する下水道法施行令の改正を行う必要がある。

※ 特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設。旅館業の用に供する入浴施設等を除く。）を設置する工場又は事業場のこと。

(3) なお、当該答申を受け、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）が改正され、全亜鉛に係る一律排水基準が強化される（新たな排水基準値は 2 mg/l）見込みである。（平成18年9月中に環境省パブリックコメント募集開始）

2. 改正の概要

特定事業場から下水道に排除される下水に含まれる「亜鉛及びその化合物」に係る排水基準を「1リットルにつき亜鉛5ミリグラム」から「1リットルにつき亜鉛2ミリグラム」に改める（下水道法施行令第9条の4第1項第29号）。

3. スケジュール

平成18年11月初旬 公布（予定）

平成18年12月初旬 施行（予定）